

(案)

第7期 酒田市障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期 酒田市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

酒 田 市

目 次

第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（障がい福祉サービス推進プラン）	
1 市町村審査会における障がい区分認定の状況	1
2 第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況	2
3 令和8年度の数値目標の設定	5
4 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量の確保のための方策	8
5 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	18
資料	23

※第1章～第3章は酒田市障がい者福祉計画（計画期間：令和3年度～令和8年度）

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (障がい福祉サービス推進プラン)

1 市町村審査会における障がい区分認定の状況

(1) 障がい福祉サービス利用者数及び障がい支援区分認定者数

(令和5年3月31日現在)

- ① 障がい福祉サービス実利用者数 1,250人
- ② サービス実利用者の内障がい支援区分認定者数 641人

(2) 障がい支援区分認定結果

各年度3月31日現在(単位:件)

	障がい支援区分認定結果						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	2	39	75	66	23	25	230
令和3年度	3	47	50	55	19	40	214
令和4年度	1	51	65	67	50	42	276
令和5年度	1	20	39	44	22	13	139

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

(3) 市町村審査会

各年度3月31日現在

	審査会 A		審査会 B		計	
	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数
令和2年度	7	120	6	110	13	230
令和3年度	7	110	6	104	13	214
令和4年度	7	156	6	123	13	279
令和5年度	4	76	3	63	7	139

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

2 第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 指定障がい福祉サービス等

サービス種別	計画値	実績	差	単位
居宅介護	1,666	1,698	32	時間/月
	155	150	△5	実人数
重度訪問介護	160	71.71	△88.29	時間/月
	6	2	△4	実人数
同行援護	56.00	95.00	39	時間/月
	21	14	△7	実人数
行動援護	12	0	△12	時間/月
	3	0	△3	実人数
重度障がい者等包括支援	240	0	△240	時間/月
	1	0	△1	実人数
生活介護	4,444	5,418	974	人日/月
	275	313	38	実人数
自立訓練（機能訓練）	22	0	△22	人日/月
	1	0	△1	実人数
自立訓練（生活訓練）	610	458	△152	人日/月
	55	41	△14	実人数
就労移行支援	182	272	90	人日/月
	14	20	6	実人数
就労継続支援「雇用型（A型）」	534	161	△373	人日/月
	23	15	△8	実人数
就労継続支援「非雇用型（B型）」	7,768	5,835	△1,933	人日/月
	478	341	△137	実人数
就労定着支援	10	10	0	実人数
療養介護	16	15	△1	人/月
短期入所	379	199	△180	人日/月
	52	31	△21	実人数
自立生活援助	2	0	△2	人/月
共同生活援助（グループホーム）	144	150	6	人/月
施設入所支援	137	142	5	人/月
計画相談支援	205	231	26	人/月

サービス種別	計画値	実績	差	単位
地域移行支援	6	0	△6	人/月
地域定着支援	6	0	△6	人/月
児童発達支援	486	525	39	人日/月
	36	43	7	実人数
放課後等デイサービス	2,156	1,806	△350	人日/月
	144	125	△19	実人数
保育所等訪問支援	17	9	△8	人日/月
	4	4	0	実人数
医療型児童発達支援	1	0	△1	人日/月
	1	0	△1	実人数
居宅訪問型児童発達支援	4	0	△4	人日/月
	1	0	△1	実人数
障がい児相談支援	22	29	7	人/月
医療的ケア児支援	1	1	0	人/月

※「計画値」は、第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

(2) 地域生活支援事業

事業種別	計画値	実績	差	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	—	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	—	実施の有無
相談支援事業	有	有	—	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	—	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	—	実施の有無
住宅入所等支援事業	無	無	—	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	0人	実利用者数
成年後見制度後見支援事業	有	有	—	実施の有無
意思疎通支援事業	100回	108回	8回	手話通訳者等延派遣回数
	1人	0人	△1人	手話通訳者実設置者数

事業種別		計画値	実績	差	単位
日常用具給付等事業		2,595 件	2,901 件	306 件	延給付件数
	介護・訓練支援用具	7 件	4 件	△3 件	延給付件数
	自立生活支援用具	9 件	10 件	1 件	延給付件数
	在宅療養等支援用具	15 件	8 件	△7 件	延給付件数
	情報・意思疎通支援事業	56 件	22 件	△34 件	延給付件数
	排泄管理支援用具	2,507 件	2,854 件	347 件	延給付件数
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	3 件	2 件	延給付件数
手話奉仕員養成研修事業		17 人	24 人	7 人	登録者数
移動支援事業	個別支援型	4 人	2 人	△2 人	実利用者数
		40 時間	13.5 時間	△26.5 時間	延利用時間
	リフト付福祉車両移送型	100 人	91 人	△9 人	実利用者数
		930 回	880 回	△50 回	延利用回数
	障がい児通所支援車両移送型	5 人	2 人	△3 人	実利用者数
		700 回	11 回	△689 回	延利用回数
地域活動支援センター事業		2 箇所	2 箇所	0 箇所	実施箇所数
		150 人	92 人	△58 人	実利用者数
訪問入浴サービス事業		5 人	4 人	△1 人	実利用者数
日中一時支援事業		10 箇所	12 箇所	2 箇所	実施箇所数
		60 人	47 人	△13 人	実利用者数
巡回支援専門員実設置者数		2 人	2 人	0 人	実設置者数
スポーツ大会等		630 人	581 人	△49 人	延参加者数
文化芸術活動等		100 人	110 人	10 人	延参加事業者数
点字・声の広報等		224 人	224 人	0 人	延利用者数
知的障がい者職親委託事業		1 人	2 人	1 人	実利用者数

※「計画値」は、第5期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における
令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

3 令和8年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、9人(6.3%)が地域生活に移行することを目指すとともに、令和8年度末時点の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数から11人(7.75%)減少することを目指す。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数 (A)	142 人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	131 人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込(A-B)	11 人	差引減少見込み数 基本指針：5%以上
【目標値】地域生活移行者数	9 人	施設入所からグループホーム等へ移行した方の数 基本指針：6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

遊佐町、三川町と連携して地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1 か所	地域生活支援拠点等の整備予定時期 (R6年3月)
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	1 か所	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備予定時期 (R6年4月)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数
強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備	基幹相談支援センターを中心として、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制を整備していく。	

(3) 福祉施設から一般就労への移行に係る目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値を定めます。

令和3年度末時点の一般就労移行者3人に対し、令和8年度末までに10人(3.3倍)とすることを目指します。内訳として、就労移行支援から5人(1.7倍)、就労継続支援A型から2人(0人→2人)、就労継続支援B型から3人(0人→3人)とします。

また、令和8年度における就労定着支援事業を15人（1.7倍）が利用することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の一般就労移行者数	3人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	10人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	3人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	5人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.31倍以上
現在の就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	2人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.29倍以上
現在の就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者の人数	3人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労定着支援事業の利用者の年間利用者数	9人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数	15人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 基本指針：1.41倍以上

（4）障がい児支援の提供体制の整備に係る目標

下記項目については、令和2年度末時点ですでに設置済または配置済ですが、更なる障がい児支援の提供体制の充実を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備		児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、令和8年度末までに保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制を整備していく。

主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和8年度末の数
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	令和8年度末の数
令和5年4月1日時点の医療的ケア 児支援協議の場の設置状況	有	市単独で設置済み
医療的ケア児等コーディネーター の配置	1 名	令和8年度末の配置人数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、障がい者が抱える課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	1 か所	令和8年度末時点の設置数
地域づくりに向けた協議会の体制 確保	障がい者地域自立支援協議会を中心に、令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域・サービス基盤の開発改善を行う。	

4 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援します。
- ② 生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス体制の充実を図り、自立した生活を支援します。
- ③ 新たに設置される「就労選択支援」など、障がい者の個々のニーズ、社会資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ④ 障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制の整備に努めます。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

① 居宅介護（訪問系サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。（対象：区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居 宅 介 護	1,748	1,774	1,799	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	161	166	172	実人数

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

重度の身体障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。（対象：区分4以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
重度訪問介護	70	70	70	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	2	2	2	実人数

③ 同行援護（訪問系サービス）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。（対象：独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
同 行 援 護	101	103	106	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	17	18	19	実人数

④ 行動援護（訪問系サービス）

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。（対象：区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
行 動 援 護	12	12	12	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	3	3	3	実人数

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。（対象：区分6でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
重度障がい者等 包括支援	240	240	240	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	1	1	1	実人数

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。（対象：区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
生 活 介 護	5,890	6,141	6,403	人日／月 1か月あたりの延利用入日数
	340	354	369	実人数
(内) 重度障がい者	5	5	5	実人数

⑦ 自立訓練「機能訓練」(日中活動系サービス)

身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上(理学療法、作業療法)などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「機能訓練」	22	22	22	人日/月 1か月あたりの延利用人員数
	1	1	1	実人数

⑧ 自立訓練「生活訓練」(日中活動系サービス)

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「生活訓練」	450	450	450	人日/月 1か月あたりの延利用人員数
	40	40	40	実人数
(内) 精神障がい者	30	30	30	実人数

⑨ 就労選択支援(日中活動系サービス)

障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、(障がい者の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する)就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労選択支援	0	10	20	人日/月 1か月あたりの延利用人員数
	0	5	10	実人数

⑩ 就労移行支援(日中活動系サービス)

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあつた就労ができるよう支援(職業訓練)を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労移行支援	251	240	231	人日/月 1か月あたりの延利用人員数
	17	15	14	実人数

⑪ 就労継続支援「雇用型（A型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に関わらなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援「雇用型（A型）」	300	350	450	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	20	22	25	実人数

⑫ 就労継続支援「非雇用型（B型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に関わらなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援「非雇用型（B型）」	6,430	6,749	7,085	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	354	360	367	実人数

⑬ 就労定着支援

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労定着支援	15	15	15	実人数

⑭ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立生活援助	2	2	2	実人数
(内) 精神障がい者	1	1	1	実人数

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
共同生活援助	159	164	169	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	70	73	76	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑯ 施設入所支援（居住系サービス）

施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分4以上。50歳以上は区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
施設入所支援	137	134	131	人／月 1か月あたりの利用人数

⑰ 療養介護（日中活動系サービス）

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。（対象：区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
療 養 介 護	14	13	13	人／月 1か月あたりの利用人数

⑱ 短期入所（日中活動系サービス）

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
短 期 入 所	204	206	208	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	31	31	31	実人数
(内) 重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑱ 計画相談支援（相談支援）

障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
計画相談支援	224	227	231	人／月 1か月あたりの利用人数

⑳ 地域移行支援（相談支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域移行支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉑ 地域定着支援（相談支援）

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
地域定着支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉒ 児童発達支援（障がい児支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
児童発達支援	525	525	525	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	43	43	43	実人数

⑳ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。（対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
放課後等デイサービス	1,916	1,973	2,033	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	128	132	136	実人数

㉑ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。（対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
保育所等訪問支援	8	8	8	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	5	5	5	実人数

㉒ 居宅訪問型児童発達支援（障がい児支援）

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人日／月 1か月あたりの延利用人数
	1	1	1	実人数

㉓ 障がい児相談支援（障がい児支援）

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
障がい児相談支援	31	33	35	人／月 1か月あたりの利用人数

㉗ 医療的ケア児支援（障がい児支援）

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
医療的ケア児支援	1	1	1	人／月 1か月あたりのコーディネーター数

（3）指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み量の確保のための方策

- ① 利用者のニーズを満たすことができるサービス量を把握するため、事業所等を含む関係各所との連携を密にするとともに、新規事業者の参入促進及び支援を行います。
- ② 同行援護や行動援護などのサービスに必要な研修については、十分なサービスが提供できるように、庄内地区での開催や研修回数の増など、関係機関に研修体制の充実について働きかけていきます。
- ③ 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応できる環境が整備されるように支援を行います。
- ④ 施設入所者の地域支援を推進し、地域における居住の場の安定提供を図るため、グループホーム及び運営する社会福祉法人等の活動を支援します。
- ⑤ 基幹相談支援センターで研修会等を開催し、相談支援専門員の資質の向上に努め、相談支援の更なる充実を図ります。
- ⑥ インクルージョンの推進に当たっての保育所等訪問支援の役割や支援についての整理を行い、利用児童数及び利用日数の確保に繋げていきます。

（4）その他の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指します。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加人数	8	8	8	人／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	1	1	1	回／年

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい福祉サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行い、その運用状況の検証・検討を行います。

事 項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人／年
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1	1	1	回／年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	8	8	回／年
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	人／年
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	4	4	4	回／年
	25	25	25	人／年
協議会の専門部会の設置数・実施回数	4	4	4	回／年
	7	7	7	人／年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取組を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6	6	6	回／年
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者との共有回数	1	1	1	回／年

⑤ 発達障がい者等に対する障がい児支援体制

ペアレント・トレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単 位
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	26	26	26	受講者数 人／年
	26	26	26	実施者数 人／年

5 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、地域生活支援事業を実施します。

(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。

理解促進研修・啓発事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

自発的活動支援事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有

③ 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、権利擁護のために必要な援助も行います。

相談支援事業 実施か所数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター 設置の有無	有	有	有

基幹相談支援センター等機能強化事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有
住宅入所等支援事業	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に、費用の助成を行うことで、障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度利用支援事業 実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3人	3人	4人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業 実施の有無	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある障がい者に対して手話通訳者等の派遣を行います。

手話通訳者等 延派遣回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	110回	120回	130回

手話通訳者 実設置者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人	0人	1人

⑦ 日常生活用具給付等事業

身体障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

日常生活用具給付等事業 延給付件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,785件	2,885件	2,985件
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	14件	14件	14件
情報・意思疎通支援用具	24件	24件	24件
排泄管理支援用具	2,734件	2,834件	2,934件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

手話奉仕員等 登録者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20人	22人	24人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行います。

個別支援型 実利用者数・延利用時間数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人 20時間	2人 22時間	3人 25時間

リフト付福祉車両移送型 実利用者数・延利用回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100人 930回	100人 950回	105人 970回

障がい児通所支援車両移送型 実利用者数・延利用回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人 175回	5人 175回	5人 175回

⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を行います。

地域活動支援センター 実施箇所数・実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2箇所 150人	2箇所 150人	2箇所 150人

《任意事業》

① 訪問入浴サービス事業（日常生活支援）

自宅において入浴することが困難な在宅の身体障がい者に対して訪問入浴車による家庭での入浴サービスを行います。

訪問入浴サービス事業 実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人	6人	7人

② 日中一時支援事業（日常生活支援）

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

日中一時支援事業 実施箇所数・実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10か所 60人	11か所 70人	12か所 80人

③ 巡回支援専門員整備事業（日常生活支援）

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

巡回支援専門員 実設置者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

④ スポーツ・レクリエーション活動等事業（社会参加支援）

各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者の社会参加を促進することを目的とします。

スポーツ大会等 延参加者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	630人	630人	630人

⑤ 文化芸術活動振興事業（社会参加支援）

障がい者のアート作品展等を開催し、障がい者の社会参加を促進することを目的とします。

文化芸術活動等 延参加者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100人	100人	100人

⑥ 点字・声の広報等発行事業（社会参加支援）

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳等により、市広報、市議会だより、障がい者福祉制度の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。

点字・声の広報等 延利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	224人	224人	224人

⑦ 知的障がい者職親委託事業（就業・就労支援）

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とします。

知的障がい者職親委託事業 実利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

(3) 地域生活支援事業の各事業の見込み量確保のための方策

障がい者及び障がい者が日常生活及び社会生活を円滑に送ることが出来るよう、相談体制の充実を図りながら、各事業の充実及び周知に努めます。

資 料

本市の人口は、令和2年に実施された国勢調査では、100,273人（男性47,838人、女性52,435人）となっています。

人口の推移をみると、旧酒田市で初めて10万人を超えた昭和55年の102,600人をピークに、その後の25年間は微減で推移し、平成17年の1市3町合併により人口増加しましたが、その後減少傾向にあります。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少してきている一方、高齢人口は年々増加し、少子・高齢社会が進展しています。

3 区分人口構成の推移

各年10月1日現在

	S60 1985年	H2 1990年	H7 1995年	H12 2000年	H17 2005年	H22 2010年	H27 2015年	R2 2020年
総人口（人）	101,392	100,811	101,230	101,311	117,577	111,151	106,244	100,273
比率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢人口（人）	12,573	15,291	19,055	22,393	30,491	31,836	34,518	36,263
比率（％）	12.4	15.2	18.8	22.1	25.9	28.6	32.6	36.2
生産年齢人口（人）	67,618	66,824	65,537	63,768	71,028	65,192	59,168	53,697
比率（％）	66.7	66.3	64.7	62.9	60.4	58.7	55.9	53.6
年少人口（人）	21,201	18,696	16,638	15,150	16,058	14,123	12,168	10,313
比率（％）	20.9	18.5	16.5	15.0	13.7	12.7	11.5	10.3

（資料：国勢調査）

※高齢人口 …………… 65歳以上の人口

※生産年齢人口 …………… 15歳以上65歳未満の人口

※年少人口 …………… 15歳未満の人口

※合計特殊出生率 …………… 15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子供の数を示す。この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくとされています。

1 障がい者全体の状況

(1) 障がい者数（総数）

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳交付者数（人） 令和5年3月31日現在

	総数
身体障がい（児）者	4,877
身体障がい児（18歳未満）	55
身体障がい者（18歳以上）	4,822
知的障がい（児）者	901
知的障がい児（18歳未満）	148
知的障がい者（18歳以上）	753
精神障がい（児）者	627
精神障がい児（18歳未満）	1
精神障がい者（18歳以上）	626
計	6,405

(2) 障がい福祉サービス等の利用状況

① 居宅介護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利用施設の内訳
2	148人	20,547.25時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート
3	146人	21,231.25時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート
4	150人	20,374.50時間	ニチイ・社会福祉協議会・あらた・すずらん・みすみ・シェ・モワ・アースサポート

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利用施設の内訳
2	3人	1,674.0時間	ニチイ・はあとらんの風
3	2人	1,514.0時間	ニチイ
4	2人	860.50時間	ニチイ

③ 同行援護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利用施設の内訳
2	11人	795.0時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター・五橋あいはーと
3	13人	990.0時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター
4	14人	1,140.0時間	すずらん・酒田市社協・エッセンシャルケアセンター・ほほえみ・五橋あいはーと

④ 行動援護（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利用施設の内訳
2	0人	0時間	
3	0人	0時間	
4	0人	0時間	

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

年度	利用実人数	利用延時間	利用施設の内訳
2	0人	0時間	
3	0人	0時間	
4	0人	0時間	

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	276人	57,760回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あさひ寮・まつかぜ・つばさ・青い帽子・ラブドール・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮
3	305人	63,650回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あすなる・まつかぜ・青い帽子・ラブドール・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮
4	313人	65,015回	光風園・月光園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・光生園・しらさぎ寮・あらた・ふれんず・日本海・ふれあい・みらいず・ひよっこり島・なのはな畑・ohana・ゆうとびい・はんどめいど糸蔵楽・あーす・ライトワークセンター・あすなる・まつかぜ・青い帽子・ラブドール・のぞみの家・だいまち・栄光園・ひまわり園・ひめゆり寮・あんだんて・かのと

⑦ 自立訓練「機能訓練」(日中活動系サービス)

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	0人	0回	
3	0人	0回	
4	0人	0回	

⑧ 自立訓練「生活訓練」(日中活動系サービス)

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	51人	10,036回	たぶの木・あすなろ・吹浦荘・くじら・日本海・あずま・ いっぽ・さごし・ひまわり園・みなみ・アスピア・慈丘園・ あすか
3	46人	6,222回	たぶの木・あすなろ・くじら・日本海・さごし・アスピア・ 慈丘園・あすか
4	41人	5,494回	くじら・日本海・さごし・アスピア・慈丘園・あすか・む すび深町・絆

※宿泊型自立訓練を含む

⑨ 就労移行支援(日中活動系サービス)

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	16人	2,824回	たぶの木・じよんぶ・みなみ・ひまわり園・あおば・こもれび・ みのり・ひよっこり島・アスピア・ピース本町
3	20人	3,561回	じよんぶ・みなみ・ひまわり園・あおば・こもれび・みのり・ひ よっこり島・アスピア
4	20人	3,258回	ひまわり園・あおば・こもれび・みのり・アスピア

⑩ 就労継続支援「雇用型(A型)」(日中活動系サービス)

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	26人	6,910回	すまいるらんどA・すまいるらんどA鶴岡・ピース本町・ピース五日 町
3	27人	4,292回	すまいるらんどA・すまいるらんどA鶴岡・ピース本町・ピース五日 町・ピースしみず
4	15人	1,929回	よつ葉・ピース五日町・ピースしみず

⑪ 就労継続支援「非雇用型（B型）」（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	297人	63,923回	すまいるらんどB・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かへの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワケセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・なでらの森・リハビリセンター・ピース本町・tetoteo・やまぼうし・夢工房・公徳会・みかん・月山
3	340人	66,728回	すまいるらんどB・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かへの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワケセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・なでらの森・tetoteo・やまぼうし・夢工房・公徳会・みかん・月山・ひので・はんどめいど糸蔵楽
4	341人	70,024回	すまいるらんど・たぶの木・さごし・あらた・みらいず・ふれんず・あずま・みなみ・リハビリセンター・さくらが丘・ステップ・きらり・あけぼの・よつばの里・かへの家・あおば・こもれび・みのり・あすなろ・いっぽ・あすか・ワケセンター大山・じょんぶ・なのはな畑・日本海・愛光園・くじら・わいわいかんとりー・つくし・ひまわり園・ひよっこり島・まぎーずはーと・しろくま・結夢家・tetoteo・やまぼうし・夢工房・月山・ひので・はんどめいど糸蔵楽・すこやかワクワーク・かのと

⑫ 就労定着支援（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	13人	118回	みのり・ひまわり園
3	11人	125回	みのり・ひまわり園
4	10人	108回	みのり・ひまわり園

⑬ 療養介護（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	15人	5,759回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院
3	15人	5,397回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院
4	15人	4,784回	国立西多賀病院・国立あきた病院・国立山形病院・国立米沢病院

⑭ 短期入所（日中活動系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	24人	2,376回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・鳥海学園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・県立総合療育訓練センター・しおん荘
3	33人	2,291回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・鳥海学園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・県立総合療育訓練センター・しおん荘・恵風園
4	31人	2,392回	月光園・光風園・吹浦荘・和光園・ドレミファ・日本海総合病院・慈丘園・鶴峰園・愛光園・しおん荘・あじさい・仲町ホーム

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

年度	入居人数	利用施設の内訳
2	135人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・くぬぎ荘・仲町ホーム・大ちゃんハウス
3	141人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・くぬぎ荘・仲町ホーム・大ちゃんハウス・あっぷる
4	150人	吹浦荘・たくせい寮・希望が丘・すてっぷ・未来の家・やすらぎ・あたご・ドレミファ・愛光園・ハイツ平島・慈丘園・なでらの森・なごみ・わだち・きらり・あかり・ひかり・ピース新庄・酒田地区共同生活事業所・くらげ・ひので・仲町ホーム・大ちゃんハウス・あっぷる・あずさ

⑯ 施設入所支援（居住系サービス）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	140人	48,236回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・ライトワークセンター・あさひ寮・愛光園・ひめゆり寮
3	140人	48,198回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・愛光園・ひめゆり寮
4	142人	49,447回	月光園・光風園・和光園・恵風園・吹浦荘・慈丘園・鶴峰園・リハビリセンター・しらさぎ寮・光生園・愛光園・ひめゆり寮

⑰ 計画相談支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	873人	2,533回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ ふう・仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・ いんくぽっと・由利本荘地域生活支援センター・一柳・ とまり木・おもいやライフ・竹とんぼ・山形コロニー
3	907人	2,616回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ ふう・仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・ いんくぽっと・由利本荘地域生活支援センター・一柳・ とまり木・おもいやライフ・山形コロニー・あおば
4	904人	2,598回	あおぞら・あらた・光風園・ふれあい工房・社会福祉協議会 ドレミファ・月光園・わいわいかんとりー・愛陽会・翔・ ぱすてる・愛光園・あずさ・すてっぷ・和光園・なで ら・つるおか・おきたま・光生園・そら・リハビリセンター・ 仙台西多賀病院相談支援・くじら・アスピア・由利本 荘地域生活支援センター・一柳・おもいやライフ・山 形コロニー・あおば・く〜たも相談室・ピース・まん さく・すまいる

※利用延回数にはモニタリングを含む

⑱ 地域移行支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	0人	0回	
3	0人	0回	
4	0人	0回	

⑲ 地域定着支援（相談支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	0人	0回	
3	0人	0回	
4	0人	0回	

⑳ 児童発達支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	57人	5,718回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家
3	56人	6,113回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家
4	53人	6,291回	はまなし学園、メグシイ、ドレミファ、のぞみの家

㉑ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	127人	22,172回	アシスト・いろは・そら・ドレミファ・ひよっこり島・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり
3	118人	20,146回	アシスト・いろは・そら・ドレミファ・ひよっこり島・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり・rino
4	133人	21,677回	アシスト・あらた南・あらた千日・ドレミファ・こえだ・ふれあいキッズ・ならはし・メグシイ・アドバンスメグシイ・Ohana・のぞみの家・いろり・rino

㉒ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	3人	113回	はまなし学園
3	2人	42回	はまなし学園
4	2人	125回	はまなし学園

㉓ 医療型児童発達支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	0人	0回	実績無し
3	0人	0回	実績無し
4	0人	0回	実績無し

④ 障がい児相談支援（障がい児支援）

年度	利用実人数	利用延回数	利用施設の内訳
2	180人	466回	あおぞら・あらた・ドレミファ・そら・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・よつばの里
3	218人	464回	あおぞら・あらた・ドレミファ・そら・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・和光園・ともケア・月光園
4	310人	499回	あおぞら・あらた・ドレミファ・社会福祉協議会・ふれあい工房・光風園・はまなし学園・くじら・和光園・ともケア・月光園・すまいる

※利用延回数にはモニタリングを含む

(3) 福祉用具の利用状況

① 補装具の交付・修理の推移（件）

（各年度実績）

年度	種目	義肢		装具	歩行補助	盲人安全	義眼	眼鏡	補聴器	車いす	電動車いす	座席保持装置	歩行器	その他	計
		義手	義足												
元	交付	0	6	50	1	4	2	3	47	13	0	9	1	1	137
	修理	0	9	6	0	0	0	0	16	17	2	12	0	0	62
2	交付	1	3	45	2	3	0	4	45	26	0	6	3	0	138
	修理	0	6	12	0	0	0	0	13	20	4	12	1	1	69
3	交付	1	2	52	1	7	2	8	40	21	5	10	1	0	150
	修理	0	10	5	0	0	0	1	11	16	8	10	0	0	61
4	交付	1	6	36	2	3	1	3	55	15	1	12	1	4	140
	修理	0	6	15	0	0	0	0	14	10	2	8	0	0	55

注) 児童件数を含む。

② 日常生活用具の給付状況（件）

種目 年度	視覚障害 大読がい書 器用	通聴 覚信障が 装い者 置用	特 殊 寝 台	入 浴 補 助 用 具	移 動 用 リ フ ト	人 工 喉 頭	透 析 液 加 湿 器	ネ ブ ラ イ ザ ー	た 電 ん 吸 気 引 器 式	ス ト マ 用 装 具	動 居 作 宅 補 助 生 用 具 活	そ の 他	合 計	公費支出額 (円)
元	1	1	3	2	2	4	1	0	12	2,523	2	106	2,657	23,570,166
2	2	1	3	2	0	0	0	0	14	2,606	0	59	2,687	22,772,414
3	4	0	2	0	1	1	3	0	15	2,685	1	52	2,764	24,431,779
4	3	0	3	3	1	1	1	0	7	2,830	3	49	2,901	25,221,726

※児童件数を含む。

2 障がい者の手当等の状況

(1) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

特別障害者手当等の支給状況（人）

各年度3月31日現在

	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	受給者計
元年度	119人	68人	1人	188人
2年度	117人	68人	1人	186人
3年度	121人	72人	1人	194人
4年度	130人	71人	1人	202人

(2) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の支給状況（人）

各年度3月31日現在

	1級	2級	計
元年度	77 (7)	147 (4)	224 (11)
2年度	80 (5)	149 (8)	229 (13)
3年度	78 (7)	146 (5)	224 (12)
4年度	75 (7)	143 (6)	218 (13)

※区分の1級（重度）、2級（中・軽度）は、手帳の等級とは異なる

※（ ）は支給停止者数

3 障がい者の医療等の状況

(1) 重度心身障がい（児）者医療

重度心身障がい（児）者医療の給付状況

各年度3月31日現在

	元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数(人)	2,816	2,774	2,722	2,735
給付件数(件)	70,446	67,311	66,706	67,452

(2) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

① 自立支援医療（更生医療）の給付状況（人）

各年度3月31日現在

	視覚・聴覚・ 音声・言語	肢体	内部障がい			総数
			心臓	腎臓	その他	
元年度	2	12	125	194	6	339
2年度	0	4	118	143	2	267
3年度	0	2	107	206	3	318
4年度	0	4	126	220	4	354

② 自立支援医療（育成医療）の給付状況（人）

各年度3月31日現在

	視覚・聴覚・ 音声・言語	肢体	内部障がい			総数
			心臓	腎臓	その他	
元年度	10	3	7	0	3	23
2年度	6	3	3	0	1	13
3年度	1	4	1	0	0	6
4年度	3	0	2	0	1	6

③ 自立支援医療（精神障害者通院医療）の受給者数（人）

（各年度3月31日現在）

令和元年度	1,015
令和2年度	1,037
令和3年度	1,098
令和4年度	1,157

（資料：山形県精神保健福祉センター）

4 酒田市障がい者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定により、酒田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に、事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の酒田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成23年8月5日から適用する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

5 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉（以下「障がい福祉」という。）に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、酒田市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 障がい福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に
関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障がい福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、障がい福祉に関連する各機関の担当で構成する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部、市指定相談支援事業所及び庄内障がい者就業・生活支援センターで構成し、協議会及び専門部会の事務及び運営を行う。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

※ 酒田市障がい者地域自立支援協議会は、平成22年7月2日設置、平成24年4月1日要綱設置

◎ 酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区分	氏名	所属団体・役職名
会長	小林 和人	酒田地区医師会理事
副会長	澤 邊 みさ子	東北公益文科大学教授
委員	加 藤 聡	酒田商工会議所会頭
〃	梅 木 和 広	酒田市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長
〃	佐 藤 やす子	酒田市民生委員・児童委員協議会 連合会副会長
〃	古 川 美 紀	山形県建築士会酒田支部副支部長
〃	眞 田 省 子	酒田市障がい者福祉会指導員
〃	小 山 啓 子	酒田手をつなぐ育成会理事
〃	佐 藤 益 美	障がい者支援施設光風園施設長
〃	菊 地 敦 子	共同生活支援事業仲町ホーム管理者
〃	竹 田 紀 晃	酒田公共職業安定所長
〃	菅 原 貴久磨	山形県庄内総合支庁地域保健福祉課長
〃	佐久間 一 徳	山形県庄内児童相談所長
〃	五十嵐 仁	山形県立酒田特別支援学校長
〃	小 松 泰 弘	酒田市教育委員会学校教育課長

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

6 第5期酒田市障がい者福祉計画及び第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の策定経過

年 月 日	事 業 内 容
令和2年5月～6月	第4期障がい者福祉計画の進捗状況調査、現状と課題の整理
令和2年5月27日	民生常任委員協議会に状況報告
令和2年7月～	サービス見込等算出作業
令和2年8月20日 ～9月18日	計画策定に係るニーズ調査の実施
令和2年8月21日	山形県に中間報告（見込量の報告）
令和2年8月24日	第1回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和2年9月～	計画策定作業
令和2年11月16日	第2回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和2年12月22日	策定関係課長会議
令和3年1月28日	策定関係部長会議
令和3年2月10日	山形県に意見照会
令和3年2月15日	民生常任委員協議会に計画概要の報告
令和3年2月17日	山形県からの回答
令和3年2月16日 ～3月7日	市民意見公募（パブリックコメント）
令和3年3月22日	第3回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和3年3月	計画策定、山形県に報告

7 第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定経過

年 月 日	事 業 内 容
令和5年7月～	サービス見込等算出作業
令和5年7月28日	山形県第1回見込量調査
令和5年8月21日 ～9月29日	計画策定に係るニーズ調査の実施
令和5年8月28日	第1回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和5年11月30日	山形県第2回見込量調査
令和6年2月2日	山形県に意見照会
令和6年2月13日	民生常任委員協議会に計画概要の報告
令和6年2月19日 ～3月10日	市民意見公募（パブリックコメント）
令和6年 月 日	山形県からの回答
令和6年3月11日	第2回障がい者施策推進協議会・障がい者地域自立支援協議会
令和6年3月	計画策定、山形県に報告

8 第5期酒田市障がい者福祉計画、第7期酒田市障がい福祉計画及び第3期酒田市障がい児福祉計画の計画期間

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉計画	← 第5期（令和3年度～8年度） →					
障がい福祉計画	第6期（令和3年度～5年度）			← 第7期（令和6年度～8年度） →		
障がい児福祉計画	第2期（令和3年度～5年度）			← 第3期（令和6年度～8年度） →		

9 第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定におけるニーズ調査

調査期間 令和5年8月21日～9月29日

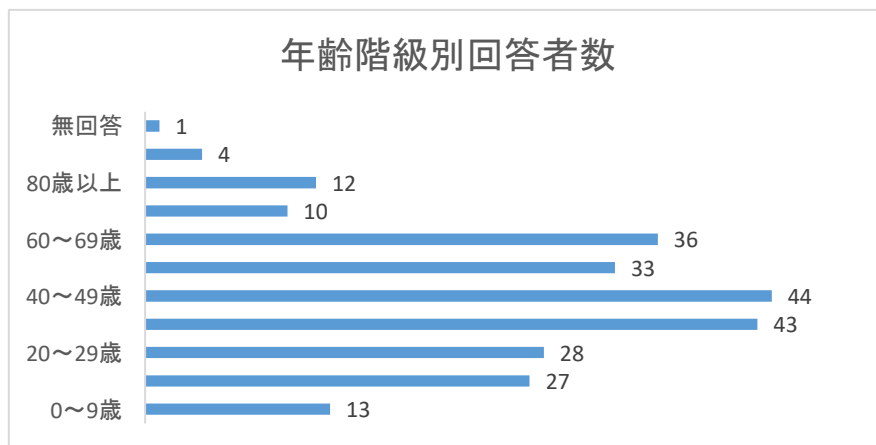
調査対象者数 500名 身体障害者手帳所持者 209名
療育手帳所持者 189名
精神障害者保健福祉手帳所持者 102名

身体障害者手帳所持者 209名		療育手帳所持者 189名		精神障害者保健福祉手帳 所持者 102名	
97名	112名	102名	87名	52名	50名
回答 251名 (50.2%)				未回答 249名 (49.8%)	

『福祉に関するアンケート調査』調査結果

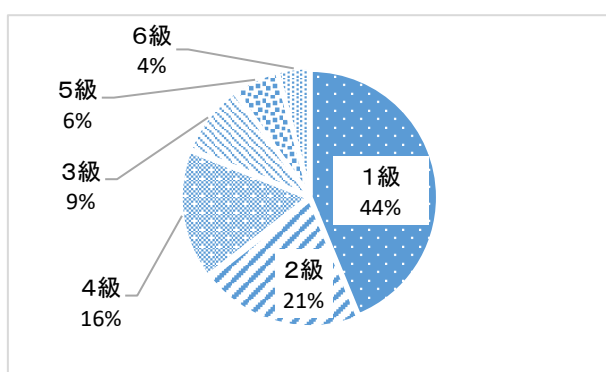
回答者について

障がい者手帳台帳に登録された方から、手帳種別、年齢階級別にそれぞれの登録者数割合で無作為抽出し 500 名にアンケートを郵送依頼した。期限内に返送のあった有効回答は 251 件であった。

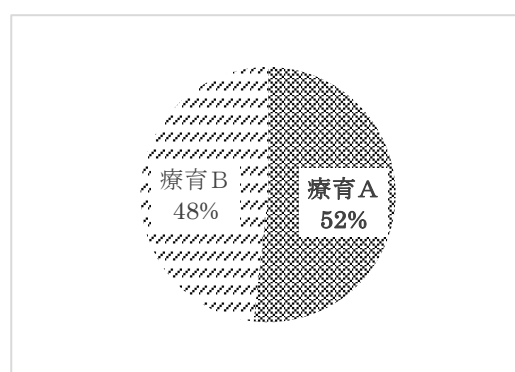


有効回答 251 件のうち、身体障害者手帳を所持と回答あったものは 121 件、療育手帳を所持と回答あったものは 110 件、精神障害者保健福祉手帳所持を所持と回答あったものは 55 件だった。

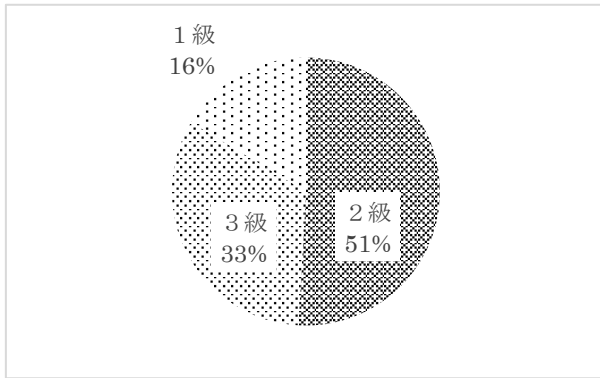
※手帳を複数所持している方もいるため、有効回答数≠手帳所持者となっている。



身体障害者手帳	
1級	53人
2級	25人
3級	11人
4級	20人
5級	7人
6級	5人



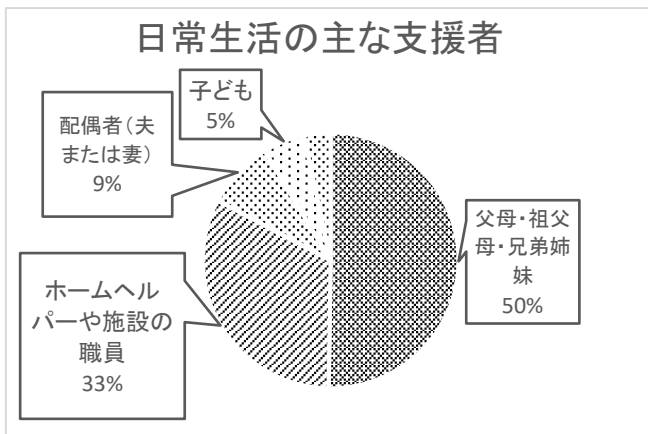
療育手帳	
療育A	57人
療育B	53人



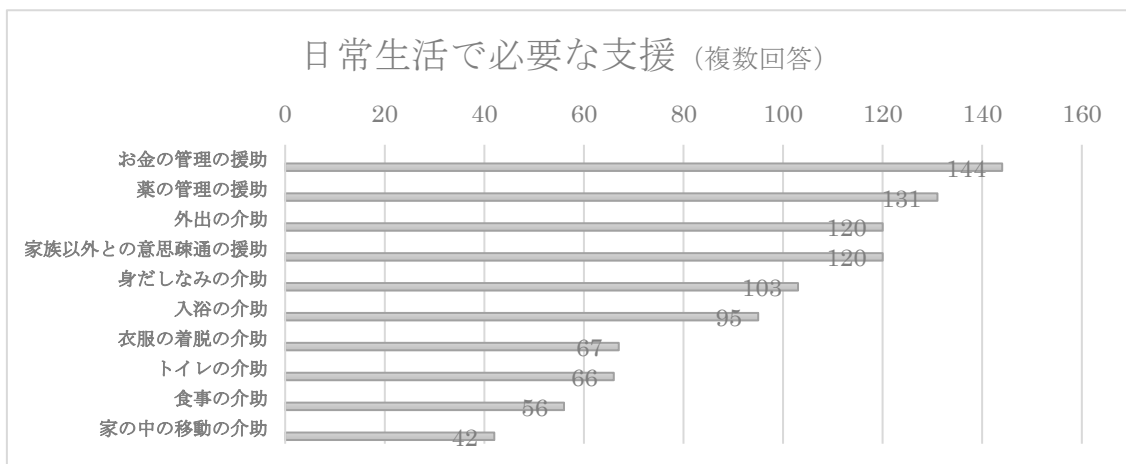
精神障害者保健福祉手帳	
1級	9人
2級	28人
3級	18人

日常生活について

日常生活では主に「父母・祖父母・兄弟姉妹」や「施設職員等」によって支援が行われており、「お金の管理の援助」、「薬の管理の援助等」、「外出の援助」等が多くの方に必要とされている。

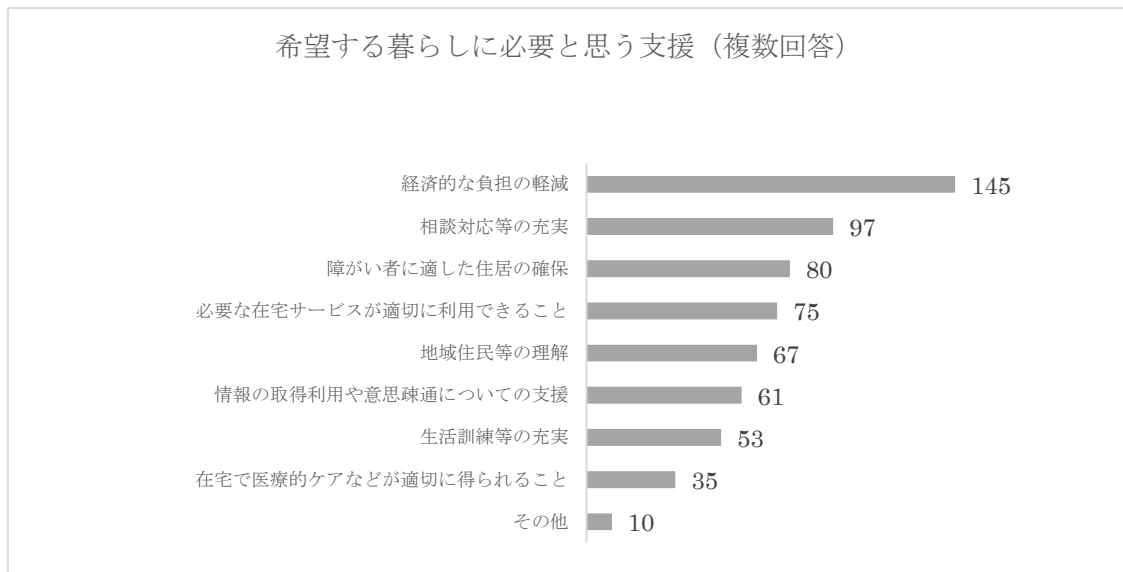
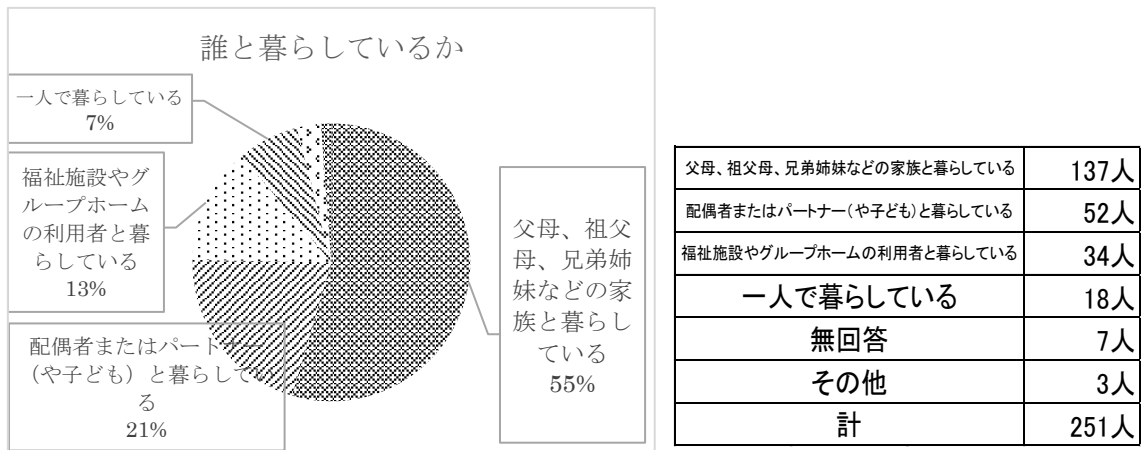


父母・祖父母・兄弟姉妹	105人
ホームヘルパーや施設の職員	68人
配偶者(夫または妻)	18人
子ども	11人
その他	7人



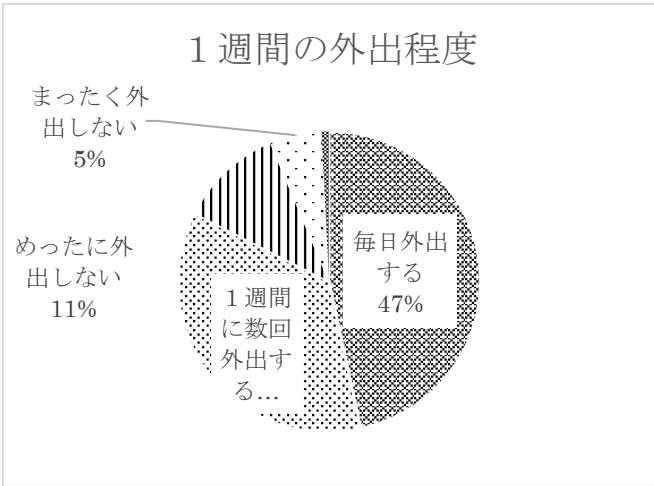
住まいや暮らしについて

現在は「家族と暮らしている」が大半で、今後必要な支援として経済的な不安の解消や何かあった時などの相談先の確保、福祉施設・グループホームへの入所に関わる支援が必要と考えている方が多い。

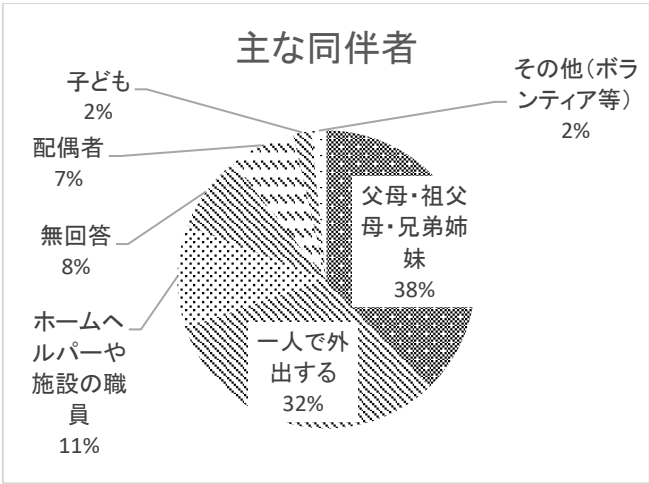


日中活動や就労について

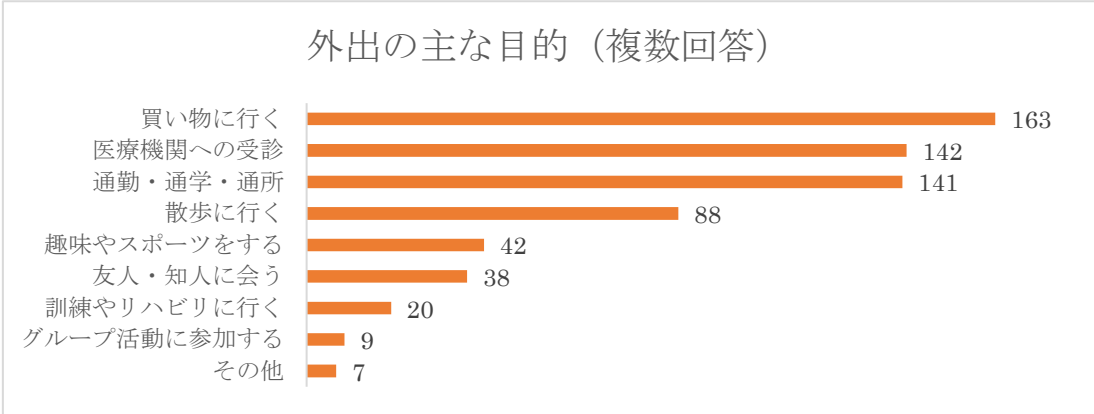
外出は「毎日」または「1週間に数回」と答えた方が全体の8割で、主に「買い物」や「医療機関の受診」、「通勤・通学・通所」を目的に外出している。



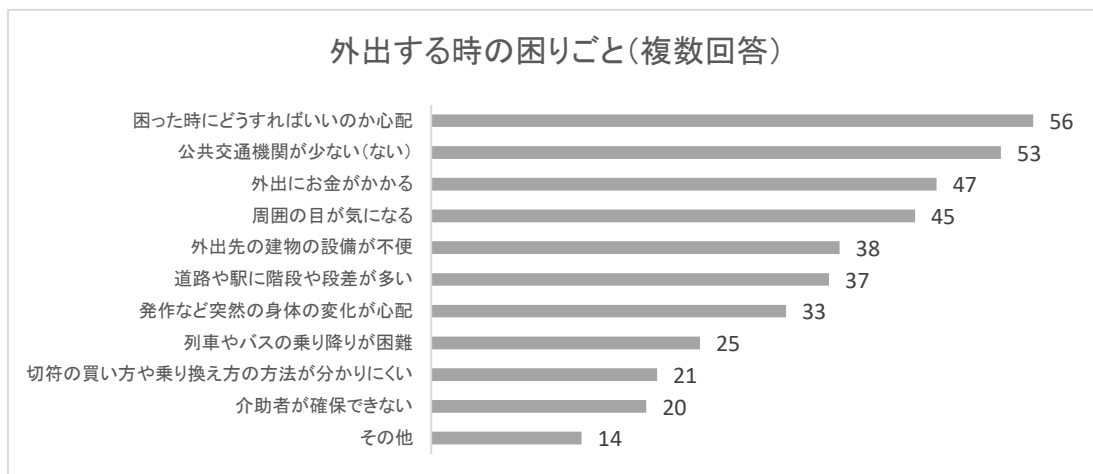
毎日外出する	117人
1週間に数回外出する	90人
めったに外出しない	28人
まったく外出しない	14人
無回答	2人



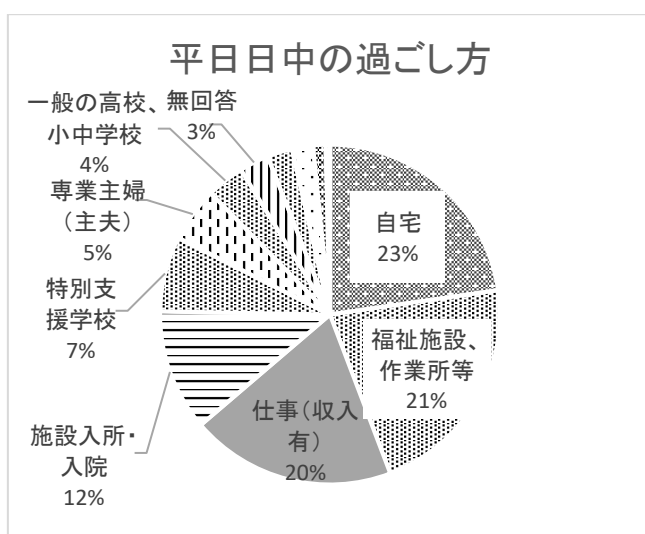
父母・祖父母・兄弟姉妹	95人
一人で外出する	80人
ホームヘルパーや施設の職員	28人
無回答	21人
配偶者	18人
子ども	5人
その他(ボランティア等)	4人
計	251人



外出時の困りごととして、一人での外出や同伴者に何かあった時など、「困った時にどうすればいいのか」といった心配や、利用できる（したい）「公共交通機関が少ない（ない）」といった回答が多く挙げられている。

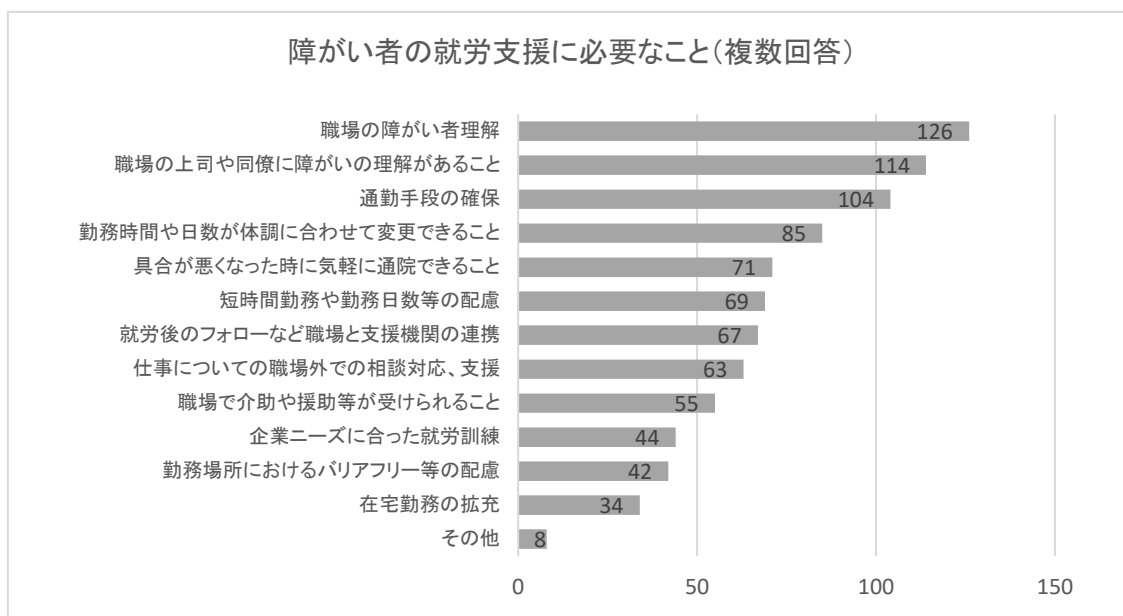


平日日中の過ごし方として、「自宅」が一番多く、次いで、「福祉施設、作業所等」、「仕事（収入有）」の回答が多く挙げられている。



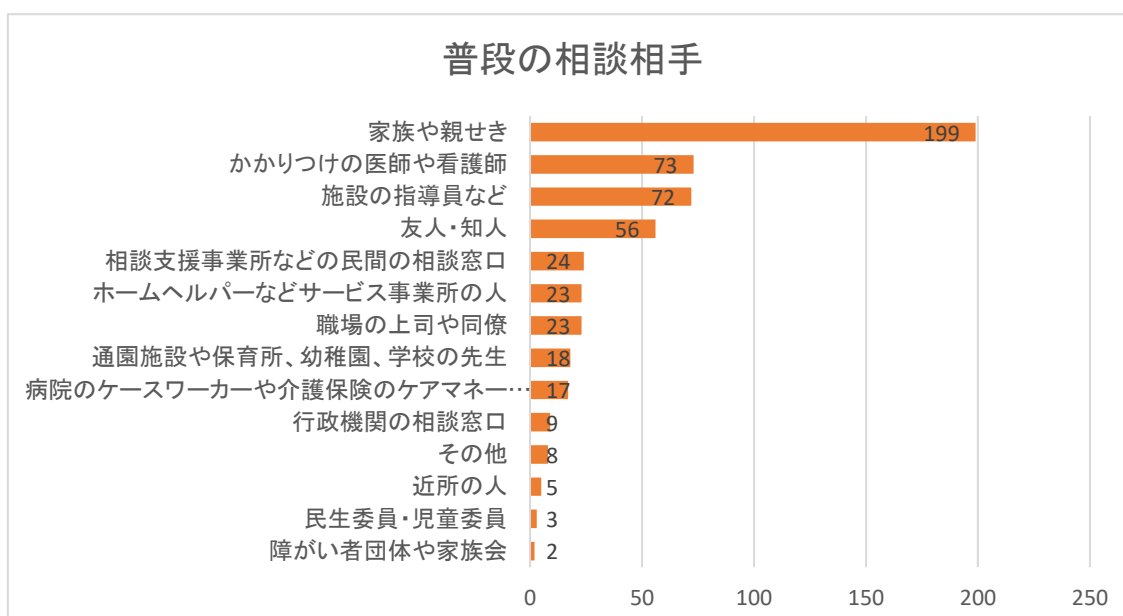
自宅	57人
福祉施設、作業所等	54人
仕事(収入有)	49人
施設入所・入院	29人
特別支援学校	18人
専業主婦(主夫)	13人
一般の高校、小中学校	9人
無回答	7人
病院・デイケア	6人
その他	5人
幼稚園、保育園、障がい児通園施設	3人
リハビリテーション	1人
ボランティア等	0人
大学、専門学校、職業訓練校等	0人

障がい者の就労支援に必要と思うことでは「職場の障がい者理解」、職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」が特に多くなっている。



相談相手について

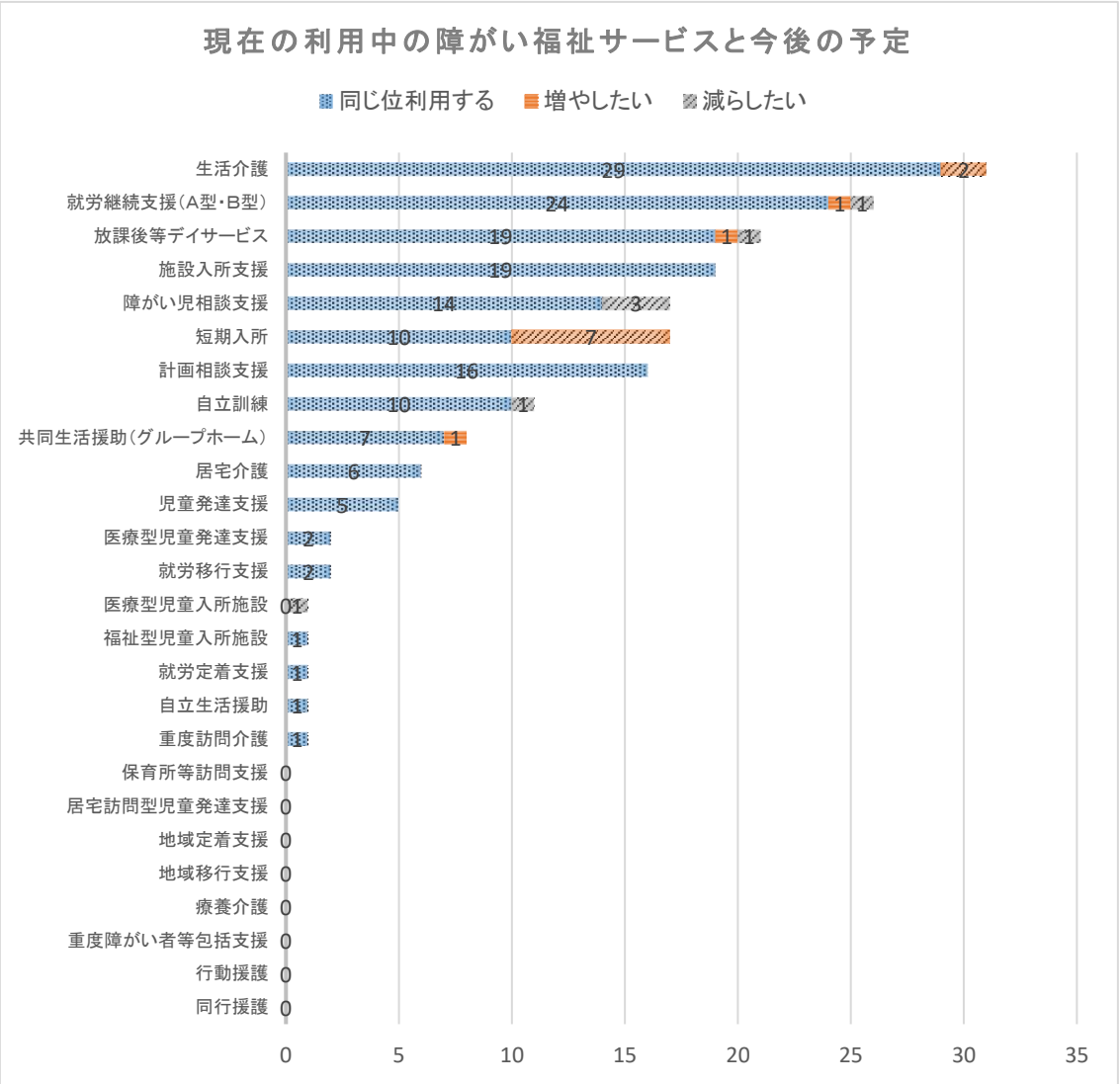
普段の相談相手は、接する機会が多く自分の状況（症状）を理解している「家族・親せき」が最多となっており、相談（心配）事に的確な助言を得られそうな「かかりつけの医師・看護師」「施設の指導員など」がそれに続いている。



障がい福祉サービス等の利用について

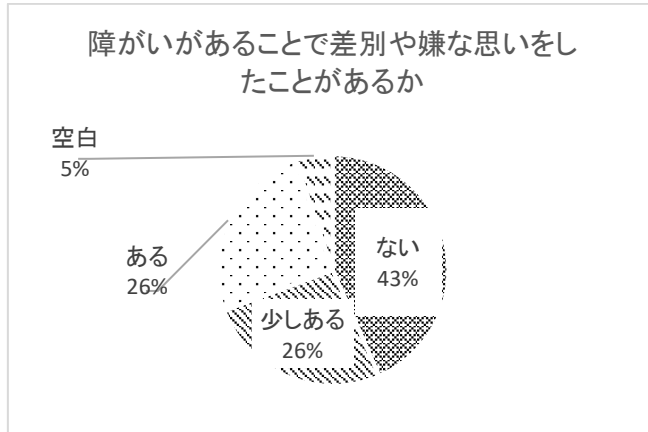
障がい福祉サービスの現在の利用として、「生活介護」、「就労継続支援」、「施設入所支援」の回答が多かったが、今後の利用希望では「短期入所」が最も多かった。

障がい児の福祉サービスの現在の利用としては、「放課後等デイサービス」が最も回答が多かった。



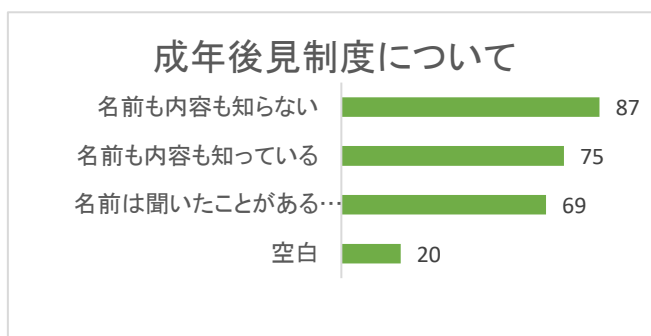
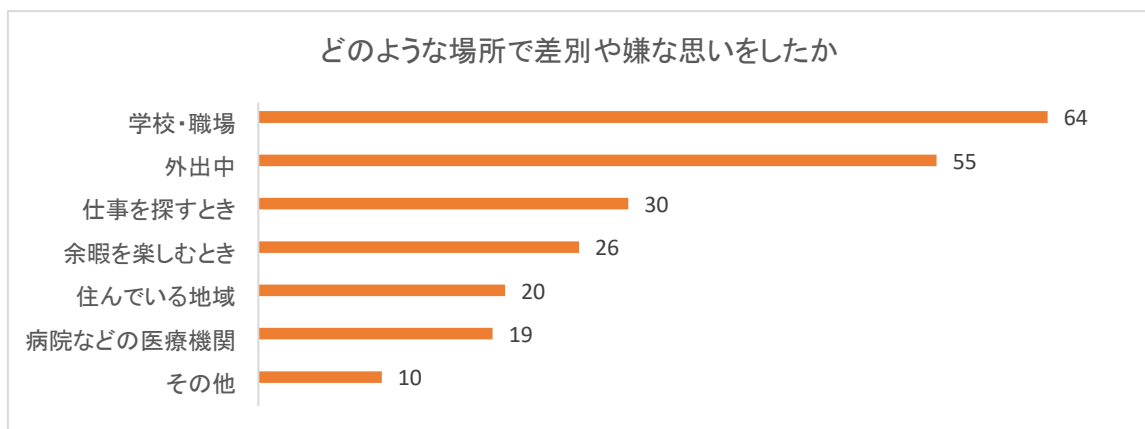
権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか、という設問について「ある」または「少しある」と回答した方は 52%であった。ないと答えた方は 43%であった。



ない	109人
少しある	65人
ある	64人
空白	13人
計	251人

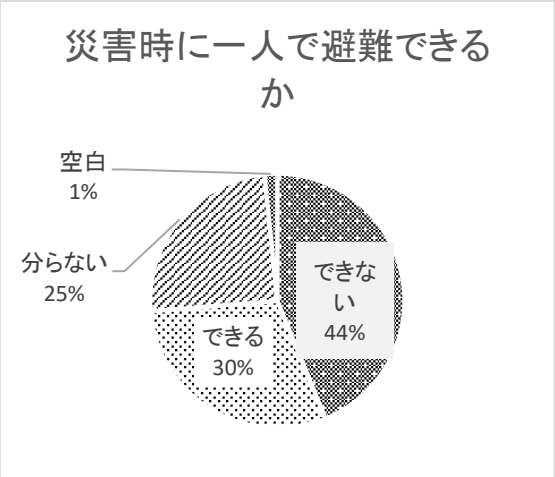
差別や嫌な思いをする（した）場所として「学校・職場」が一番多く、次いで「外出中」という回答が多かった。



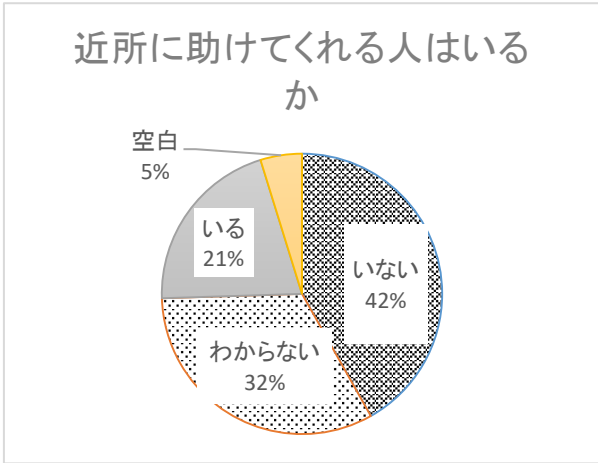
災害時の避難等について

災害時の単独避難について「できる」と答えた者は全体の30%、「できない」または「わからない」と答えた方は69%となった。

また、家族不在時や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる者について「いる」と答えた方は全体の21%、「いない」または「わからない」と答えた方は74%となった。



できない	110人
できる	75人
分からない	62人
空白	4人
計	251人



いない	105人
わからない	82人
いる	52人
空白	12人
計	251人

災害時に困ることは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」トイレや電源、集団の中での生活が難しいなどの理由で「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」の回答が多かった。

